

公立大学法人奈良県立医科大学経営審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学定款（以下「定款」という。）第16条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学経営審議会（以下「経営審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 経営審議会は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事長が指名する理事又は職員
 - (4) 定款第8条に規定する法人の役員（以下「役員」という。）又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者
- 2 前項第4号の委員の数は、経営審議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員である委員については、当該役員の任期とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認める場合には、任期を2年未満とすることができる。
- 5 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 経営審議会は定款第18条に掲げる事項について審議する。

(招集)

第4条 経営審議会は、理事長が必要に応じて招集する。

(会議の運営)

第5条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、経営審議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名した者が、その職務を代理する。
- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 理事長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

- 2 理事長は、必要な職員を会議に出席させ、議事事項の説明を行わせ、また、議事運営上の事務を処理させることができる。

(招集及び議決の省略)

第7条 緊急を要する場合又は定例的若しくは軽易な事項について、理事長は、第4条に規定する招集の手続きを経ることなく提案することができる。その提案について議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の経営審議会の議決があつたものとみなす。

(議事録)

第8条 経営審議会の議事録は、財務企画課が作成し、保管する。

2 議長が指名した委員は、議事録を確認し、署名しなければならない。
(庶務)

第9条 経営審議会の庶務は、財務企画課において処理する。
(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、経営審議会の審議を経て役員会が決定する。
(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、経営審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月11日から施行する。